

PTA 総会紙面表決の結果

北中学校 PTA 事務局

[第 1 号議案	令和 2 年度	事業報告に関する件]	賛成 3 8 6	反対 0
[第 2 号議案	令和 2 年度	会計決算報告・監査報告に関する件]	賛成 3 8 6	反対 0
[第 3 号議案	令和 3 年度	役員選出に関する件]	賛成 3 8 6	反対 0
[第 4 号議案	令和 3 年度	活動方針並びに事業計画に関する件]	賛成 3 8 6	反対 0
[第 5 号議案	令和 3 年度	会計予算案に関する件]	賛成 3 8 6	反対 0

インターネットでの表決には、386 家庭がご参加くださいました。今年度の家庭数は 570 です。「長久手市立北中学校 PTA 規約」第 11 条 3 の「議事は出席者の過半数をもって決め、可否同数の場合は議長の裁決による」に則り、すべての議案についてご承認いただけたこととなります。

自由記述の部分で、ご質問・ご意見がありました。それらについて、回答いたします。

要項を丁寧に見てくださり、ありがとうございました。こちらの不手際によるものばかりですので、お詫びし、今後は十分に注意していきたいと思います。

①	<p>規約、委員選出規定、弔慰規定それぞれの最後に令和 3 年 4 月 23 日、26 日より実施するとありますが、改定するのであれば総会での議決が必要ではないでしょうか（規約 12 条）。内容に意見があるかどうか、何かから何への変更か判らないので、よくないと思いました。手続きに則った運営を行うことは、組織を守ることにもつながると思います。</p>	<p>今年度は 19 日(月)をインターネット表決の最終日としておりましたので、「附則 本規定は令和 3 年 4 月 23 日(26 日)より実施する。」とあるところは、実際には 20 日(火)としなければなりませんでした。申し訳ありませんでした。</p> <p>また新たに変更したい部分がある場合、提案の段階で丁寧にご説明すべきところですが、今回それが不十分であったことはご指摘の通りです。お詫びし、以下の②～⑤に改めてご説明させていただきます。</p>
②	<p>第 2 号議案の歳出の部事業費環境整備費が予算より 34 万円多く支出することになった経緯はどのようなか。</p> <p>第 2 号議案で生徒福祉費と環境整備費の歳出が大幅に増えていますが、コロナ対策の為だと推測しますが具体的に何に使って増えたのでしょうか？</p>	<p>昨年度は、新型コロナウイルス対応として、予算より多く「3 事業費 環境整備費」の出費がありました。生徒の安全安心の確保のためであったことをご理解いただければと思います。用途としては、非接触型体温計、サーキュレーター、サーモマネージャー、飛沫防止ガード、加湿器、消毒用アルコールです。長久手市から支給されたものもありましたが、それだけでは不十分であり、PTA 費から購入できたことで充実させることができました。ありがとうございました。</p> <p>逆に、感染拡大予防のため PTA 委員会が開けなかったり、役員・委員の出張がなくなったりしたことなどから、「1 運営費」の出費は少なかったため、その分を「3 事業費 環境整備費」に回しました。</p>

③	<p>7ページに第3号議案と表記されておらず第2号議案の続きになっているので、議案として不備ではないか。</p>	<p>「第3号議案」の表記が抜けていました。申し訳ありません。</p>
④	<p>第5号議案で会費が前年度より33万円少なくなっているのはなぜか。規約で会費を改正することになっているが、改正する必要性や理由はどのようなか。</p> <p>第5号議案の歳入の部で会費の予算が大幅に減っており、会費の改正(月額200→150円に改正?)の為かと思いますが、わかりにくいです。例年PTA総会で口頭にて補足説明があった部分が今回はない為、議案について分からない部分が出てきてしまうと思います。</p>	<p>今年度より、PTA会費の金額を改正する、ということを知りやすくご提案すべきでした。</p> <p>昨年度のPTA委員会で、それまでの月額「長子200円、次子100円」は集金上非常に分かりにくく間違いが起こりやすいため、月額「全員150円」としていきたい、また保護者負担も多くの場合軽減できる、という話し合いがなされました。それを受けての提案でした。予算減額の理由もこのためです。</p>
⑤	<p>弔慰規定の変更とはどのような部分か。</p>	<p>昨年度まであった「公職者の取り扱い」という部分をカットしました。ここで言う「公職者」とは、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学区市議会議員、学校評議員、単P役員経験者とされていますが、そうした方々の傷病の情報は学校に入らないことがほとんどであり、この規定はほぼ形骸化されていること、また「会員・教職員の災害見舞い、公職者の傷病・災害見舞い」の項目に「必要に応じて、その都度協議する」があるので、それに「公職者の取り扱い」をすべて含むこととしました。この件については昨年度のPTA委員会にて提案し、委員会の了承を得られたため変更した状態で規定を掲載しました。しかし、そのことをきちんとお知らせし、会員の皆様のご了承を得るべきでした。</p>